

令和3年度県民総参加型健幸度アップ支援事業 (県民総参加型健康づくり実践支援事業) 企画コンペ提案審査要領

令和3年3月26日 岩手県

(令和3年4月23日 一部改正)

この「企画コンペ提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度県民総参加型健幸度アップ支援事業（県民総参加型健康づくり実践支援事業）」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペにおける企画提案の審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「令和3年度県民総参加型健幸度アップ支援事業（県民総参加型健康づくり実践支援事業）業務提案選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及びコンペ参加者によるプレゼンテーションについて、別紙1「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 選考委員会の開催日時及び場所

選考委員会を開催する日時及び場所については、別途コンペ参加者に通知する。

日時：令和3年4月27日（火）

場所：盛岡市内

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (2) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位-5点、2位-3点、3位-1点）をつけ、それをコンペ参加者ごとに合計した総得点により総合順位をつけるものとする。
ただし、評点が総得点の1/2に満たない場合は、順位点を付与しないこととする。
なお、総得点と同点の場合には、各委員ごとに、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 選考委員会は、審査・選考結果を集計等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、コンペ参加者が1者のみであった場合においても、選考委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
I 事業の 企画 内容	1 全体	○本業務の趣旨を理解するとともに、現状と課題を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるか。	3
	2 事前準備	○契約後、本業務の導入までの準備や、本業務全体のスケジュール等は適切に計画されており、無理はないか。	3
	3 参加者の獲得	○働き盛り世代をはじめ、高齢者を含む幅広い年代に事業の周知が期待できる提案がされているか。	3
		○健康に関心が低い層に対しても、事業の周知が期待できる提案がされているか。	3
		○その他参加者獲得に向けて効果的な提案がされているか。	3
		○参加希望者が、対象者数を超えた場合でも、受け入れられるよう配慮されているか。	3
	4 健康づくり 拠点の設置	○拠点は、幅広い年齢層が普段から足を運び、継続的に訪れることが期待できる施設が設定されているか。	3
		○拠点は、仕様書で示された設置箇所数相当を確保できているか。	3
		○拠点は、広い県土を網羅できるよう、特定の市町村に偏ることなく、多くの市町村に設置できているか。	3
		○拠点において提供を予定している健康情報（県や県が行う施策に関連する関係機関のものを除く）は、実践事業参加者等の取組を支援できる内容となっているか。	3
		○健康情報の提供は、健康に関心が低い層にも確実に届くような仕組み・工夫が講じられているか。	3
		○健康づくり支援の取り組みは、実践事業参加者への取組継続や取組成果の向上等の支援として効果的な取組となっているか。	3
		○健康づくり拠点へ定期的に足を運ぶよう促す仕組みが設けられているか。	3
		5 歩行数増加に向けた 実践事業	○参加者が取り組みやすく、継続しやすい企画となっているか。
	○使用する機器等は、以下の機能が備わっているか。 ・歩行数の毎日の状況がわかる ・扱いが簡単 ・見やすいデータ表示		3
	○使用する機器は、リリースから1年以上安定した運用が継続されているか。		3
	○インセンティブの付与など参加者の継続意欲向上につながる効果的な仕組みが設けられているか。		3
	○故障等の際の適切な対応がなされているか。		3
	○参加者の要望に応じた平均歩行数等の測定情報を確認できるとともに、順位等の情報提供について、わかりやすい情報提供の仕組みを備えているか。		3
	○各個人のデータについて適切な管理及び処理ができていないか。		3

審査項目		審査観点	配点
6 参加料の徴収について		○実践事業参加者から参加料を徴収する場合、参加者の参加に支障のない（参加意欲を削ぐことのない）金額に設定されているか。	3
		○徴収された参加料の用途は、健康づくり支援等の取組に係る実費相当額や実践事業参加者へのインセンティブ充当相当額など社会通念上妥当なものか。	3
	7 事業推進のサポート	○本事業への参加意欲の向上、参加者自身のモチベーションの維持及び向上を促すための適切なサポートが計画されているか。	3
	8 データ提供について	○参加者の歩行数データ等が、属性別に集計され、県に提供できる体制が確保されているか。	3
○事業の効果を把握できるよう参加者に対するアンケートを実施できる体制が確保されているか。		3	
II 目標達成及び評価		○本業務の数値目標が達成可能な提案内容となっているか。	3
		○評価及び検証の仕組みは具体性があり効果が期待できるか。	3
III 業務の遂行能力		○効果的・効率的に業務を遂行できる体制が確保されているか。	3
		○県と密接な連携がとれる体制が確保されているか。	3
		○参加者に対するサポート体制は適切か。	3
IV 見積書		○精算単価や数量は妥当なものであるか。	3
		○提案内容との整合性はあるか。	3
V その他		○本事業をより効率的、効果的に実施するための方法や、仕様書に記載された業務以外の優れた提案があるか。	3
合 計			99

3点：優れる 2点：普通 1点：劣る

合計（満点）99点